

令和5年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご質問	回答
1	介護予防支援	今後の集団指導のタイミングはどのようになりますか？	集団指導は、年1回以上行う予定です。来年度の実施時期は未定です。
2	居宅介護支援	なぜ書面開催となったのでしょうか？	新型コロナウイルス感染防止のため、対面による講習会形式での開催は行わず、市ホームページへの資料掲載（書面開催）をもって実施しました。今後については、新型コロナウイルス感染状況を見極め、書面開催以外の開催も検討します。
3	居宅介護支援	指摘事項については、また、どこかのタイミングで追加事項などお伝え頂けるのでしょうか。	今年度の運営指導における主な指摘事項については、次年度の集団指導の中でお伝えする予定です。
4	居宅介護支援	運営基準に関するものNo1→ 対応の具体的な記載まで必要か。	重要事項説明書に記載する「事故発生時の対応」については、 ・指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じること。 ・指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うこと。等の内容が記載されていれば結構です。
5	介護予防支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針の「4」です。課題分析を行っていることが確認できない事例とは、課題分析標準項目を用いたアセスメント様式がなかったという事で宜しいでしょうか。	指摘のある事業所は、アセスメント様式がなかったという事例ですが、このような事例は僅かです。 アセスメント・課題分析の指摘事項で多いのは、使用しているアセスメントの様式に、課題分析標準項目のうち不足している項目があり、アセスメントが適切に行われなかったり、アセスメント項目の選択肢を選ぶのみで、特記事項に具体的な記載がなく課題分析が行われていない事例が見受けられます。
6	介護予防支援	居宅サービス計画の署名について、今後、本人が書けなくなった場合で身寄りがない方の署名はどのように対応すればよろしいでしょうか。	利用者本人が署名することが難しい場合は、家族等が代筆で署名することができます。代筆者が、利用者氏名、代筆者氏名と利用者との続柄を記入してください。
7	介護予防支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針の「5」です。代筆ですが、本人に代わって、家族がいない、後見人がいない等の特段の事情があれば、記録等に残す事でCMが代筆を行う事が可能なのでしょうか。	身寄りがないなど特段の事情で署名できない利用者が押印による同意を希望する場合は、その旨を記録したうえで、署名に代えて本人による押印のみとしても差し支えありません。 なお、CMの代筆は認められません。
8	居宅介護支援	以前立川市内の他の居宅介護支援事業所で実地指導を受けた際、退院退所加算で病院でのカンファレンスに参加して、3者の要件を満たした場合でも、病院から本人家族に交付される退院時共同資料の書類をケアマネもコピーを取って保管するように指導があった。と聞きました。今回の集団指導の内容を見ると、ケアマネが作成する記録があれば、そこまでは求めないということでしょうか？	カンファレンスに参加した場合は、その日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、病院等から利用者又は家族に添付された文書の写しを添付してください。 カンファレンスの要件を満たさない場合は、病院等の職員からの情報収集の回数により退院・退所加算（Ⅰ）イ又は（Ⅱ）イの算定が可能です。 なお、令和3年度・4年度の運営指導では、情報収集の方法がカンファレンスの場合による算定を行った事業所はありませんでした。
9	居宅介護支援	退院退所加算（ロ）については、カンファレンスのメンバー要件が現実的ではないことをあらためて思い知りました。実際に算定できている事業所は存在するのでしょうか？	
10	居宅介護支援	・退院退所加算のⅠイ、ロについての具体的な算定可否を知りたい。 E x. 退院時カンファレンスに出席するが、参加要件を満たさない場合	
11	地域密着型通所介護	業務継続（BCP）計画等の策定に手間取っております。	厚生労働省のホームページに業務継続計画（BCP）の作成を支援するためのガイドライン、研修動画、業務ごとの例示入りひな形が公開されていますので、計画書の策定にあたり参考にしてください。
12	認知症対応型共同生活介護	集団指導資料のBCP策定について、年1回以上のシミュレーションと記載があるが、防災訓練とは別に実施しなければならないのか。	災害の業務継続計画（BCP）に係る訓練（シミュレーション）については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 なお、非常災害対策に係る訓練（消火・避難訓練）は、実地で行う必要があります。
13	居宅介護支援	事故報告の内容について 介護支援専門員の過失により、認定更新が行われなかったり軽度者申請を行わなかった等により介護サービスが10割負担となってしまった場合等は報告すべき事故に該当しますか。（実際に起こったわけではありません）	ご質問のような職員（従業者）の法令違反の事案があった場合、居宅介護支援事業者の「要介護認定の申請に係る援助」の基準違反となり、利用者に対して経済的損失等の被害が生じるものとなるため、報告すべき事故に該当いたします。

令和5年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご質問	回答
14	居宅介護支援	事故報告について、『新型コロナウイルス感染症が発生した場合にも報告書の提出が必要』とのことですが、5類に変更になっておりますがやはり必要でしょうか。その場合同じく5類のインフルエンザ等についても同様に報告が必要でしょうか。保健所への報告と併せて市役所へも報告が必要という理解でよいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、「立川市介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領」に基づき事故報告書の提出は不要となりました。しかし上記とは別に「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の規定により、下記の事項の場合は、迅速に市に報告するとともに、併せて保健所にも報告し指示を求めるなどの措置を講じてください。
15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事故報告の件で、職員1名が利用者1名からコロナ感染の事例あった場合、5類になった現在でも報告をした方がよいのでしょうか？	ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
16	地域密着型通所介護	事故報告について、コロナが5類になりましたが届出が必要でしょうか？ P18(1)イ、何名から届け出対象ですか？	ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合